



## 株主にも及ぶブラジルの民事環境責任 – Samarco ダム決壊事件 –

執筆者: Mark Tudor、紺野 博靖、大槻 由昭、勝部 純、Natalia Azevedo de Carvalho

ブラジルの会社に投資する際に必ずしも十分に検討がなされないが重要な問題点として、間接的な環境責任のリスクの点が挙げられる。ブラジルの会社への投資家としては、いつ、どのような形で、いかなる条件の下で、株主として、投資先の会社の責任を負う可能性があるのか検討しておく必要がある。一般に、株主は会社とは別の法主体として取り扱われ、会社の法人格が否認されない限り有限責任の範囲内で保護されるが、ブラジルの近時の判例法は、会社の行為及び責任に関して、その株主も一定の場合に責任を負う可能性があることを示しており、注意が必要である。

### ブラジル環境法における法人格否認の法理

ブラジル連邦法 9,605/98 は、会社の法人格を認めることが環境損害の救済に支障を生じさせる場合は、当該会社の法人格が否認され得る旨を定める。この条項を字義通りに解釈すれば、「会社の環境上の義務を果たすために十分な資産が当該会社に存在しない場合、当該会社の株主が責任を負い得る」という結論になる(すなわち、これは「十分な資産が存在するか否か」という客観的な要件で判断される。)

他方で、法人格否認の法理は、ブラジル民法 50 条においても定められており、同条は、会社の義務を株主に負わせるためには「法人格の濫用」に関する証拠が必要であるとしている(すなわち、これは「濫用しているか否か」という主観的な要件で判断される。)<sup>1</sup>。このブラジル民法 50 条の法理の下においては、以下の証拠がある場合に法人格の否認が認められる。

<sup>1</sup> ブラジル民法 50 条は次のとおり規定している。

「会社の設立目的の流用又は混同により法人格の濫用があると見做される事案において、裁判官は、当事者又は(手続に参加することができる)検察官の申し出に基づき、会社の特定の義務及び法律関係の効果を、当該会社の取締役又は株主の個人財産に対して帰属させるという決定をなすことができる。」

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

- 事業目的の不正使用(例えば、会社の利益のためではなく株主の利益のために、敢えて会社をして契約を締結させる場合など)の証拠
- 会社の財産と株主の財産の混同の証拠
- 会社の権利(役員や従業員によって管理又は行使が可能な、会社が有する法律上又は契約上の権利のことをいう。)の濫用の証拠(例えば、債権者への返済原資を減少させる目的で殊更に減資行為を行う場合など)

最高裁判所は、上記の法律上の要件(客観的要件及び主観的要件)は、個別の事実関係を評価する際に併せて検討及び適用されるべきであると述べているが、いくつかの判例においては、会社の法人格を否認するに当たっては**ブラジル連邦法 9,605/98の客観的要件(すなわち、環境損害の救済に必要な会社の資産の不足)のみを適用している事案も存在する。**

また、裁判例において、株主が**会社の経営に直接的に関与している場合、法人格否認の要件該当性を議論することさえなく、かかる株主の責任を認めた事案も複数存在する**<sup>23</sup>。これらの裁判例では、会社の経営に関与している株主(以下「経営関与株主」という。)につき、自らが環境損害に寄与したことを理由に裁判所がその責任を認めている。ブラジルの高等司法裁判所は、環境汚染を引き起こした会社の経営関与株主に対して環境回復の責任を認めた一方で、かかる責任は**補充的なものであるとした**。すなわち、当該経営関与株主に対するブラジル民事法 1024 条による恩恵を認め、当該経営関与株主は、当該会社の資産が、環境損害の回復にとって十分でない限度において責任を負うものと判断した。

## 象徴的な先例 — Samarco のダム決壊事故

2015 年 11 月 5 日に、ブラジルにおける法人格否認の判例法に重大な影響を与える事故が発生した。

Samarco Mineracao S.A.が所有するダムの貯水には、鉄鉱石の選鉱の結果として生じる尾鉱が含まれていたところ、当該ダムの決壊により、約 60 百万㎡の鉱山廃棄物が、近隣に流出し、土地、河川、海及び周辺住民に対して悪影響を及ぼすという、ブラジル史上最悪の環境破壊事故となった。Samarco 社は、ブラジル企業である Vale do Rio Doce と、豪州企業である BHP Billiton とが 50:50 の比率で組成した合弁企業である。

この事故による環境及び社会への影響は極めて甚大であり、また、Samarco 社は、当該事故により操業を停止したため、必要な環境被害の回復及び補償対応を行うのに十分な財務能力を同社が有しているのかが不明確な状況であった。その結果、Samarco 社に加えて、その株主である Vale 社と BHP 社を巻き込んだ、大量の訴訟が提起されることとなった。なお、Vale 社が操業による残渣の貯蔵のために Samarco 社のダムを使用していたという証拠に基づいて、多くの地方公共団体が Vale 社に対して訴訟を提起した結果、Vale 社は、Samarco 社の株主としてのみならず、直接の環境汚染者としても多くの訴訟に巻き込まれることとなった。

上記の数千にわたる個別の損害賠償請求訴訟とは別に、州及び連邦の検察官や環境当局・関連官庁らによって、Samarco 社のみならず、Vale 社及び BHP 社をも被告として、複数の集団訴訟が提起された。これらの訴訟の請求原因は、Samarco 社が独

<sup>2</sup> 例えば、ある株主は、当該株主自身が当事会社の経営に関与する取締役を兼任している場合、又は当該会社の取締役が株主の指示に直接従って行動している場合等に、当該会社の「経営に関与」しているものと見做される可能性がある。

<sup>3</sup> 親子会社関係の場合、環境損害を引き起こした子会社について、その親会社又はその取締役若しくは役員自らが支配権を有しているということが、当該親会社(又はその取締役若しくは役員)が法人格否認の法理によって責任を負うための前提となる。関連する判例によれば、当該親会社の取締役又は役員が、子会社に対する経営権限を直接行使していない場合には、子会社が引き起こした環境損害について、親会社の取締役又は役員が責任を負うことはないとしている。

自の資産だけでは、事故の結果生じた全ての環境損害の回復及びその補償に対応することはほぼ期待できないことから、Vale 社及び BHP 社が、株主の立場から、当該環境損害の回復及びその補償の遂行を確保するために責任を負う必要がある、というものであった。このような Vale 社及び BHP 社に対する原告側の主張は、表現は異なるものの、前述の連邦法 9,605/98 条自体か、または同条文から導かれる法人格否認のための客観的要件に基づくものであった。これらの訴訟で請求されている金額は巨額であり、例えば、訴訟によっては、1550 億リアル、200 億リアル、20 億リアルに達しているものもある。

2016 年 3 月に、Samarco 社、Vale 社及び BHP 社は、ブラジル連邦政府との間で、包括契約 (Framework Agreement) を締結し、今後 15 年間にわたって、200 億リアルに達する社会経済及び環境損害の回復作業を行うことを約束した。しかし、連邦検察官は、当該包括契約は当該事故によって引き起こされた損害を全て補償しこれを回復するには不十分であるとして、2016 年 5 月に、1550 億リアル(この値は、過去 Deepwater Horizon の事故後に BP によって支払われた除去費用の金額を参考に算定された。)の訴訟を別途提起しているため、当該包括契約は、法的な異議に服している状態である。当該包括契約に対する法的な異議についての司法判断はまだなされていないが、Samarco 社、Vale 社及び BHP 社は、当該包括契約の条項に基づいて、環境損害の回復及び補償の履行を継続している。Samarco 社等に対する訴訟は現在も係属中である。

上記の連邦政府との 1550 億リアルの訴訟において、Samarco 社、Vale 社、BHP 社及びいくつかの州及び連邦当局との間で、新たに暫定的な合意が締結され、当該合意は裁判所によって有効性が確認された。当該暫定合意に基づき、本件事故によって生じた社会的及び環境的損害並びに、当事会社 (Samarco 社、Vale 社及び BHP 社) によって既に履行済みの又は現在履行中の被害回復措置とを評価するための調査が、当事会社によって行われることとされた。当該訴訟手続の裁判官は、当事会社によるかかる調査結果は、関係者間で締結されることになる最終的な和解契約の基礎をなすものであり、また、2016 年 3 月に締結された上記の包括契約の条項の有効性を評価する資料にもなると述べている。

2017 年 6 月 30 日に、BHP 社は、本件ダム事故による被害回復に充てるため、7 億 9000 万リアルを拠出したと公表した<sup>4</sup>。BHP 社によれば、このうち 5 億 5000 万リアルは 2017 年の残期間における浄化作業と被害者への補償に充てられ、残り 2 億 4000 万リアルについては、Samarco 社が当該ダムの安定化作業を行い、また、その事業を継続するために確保されるものとされている。このように、Samarco 社の事案において、法人格否認の法理の適用が認められるか否かの最終的な司法判断はまだなされていない (BHP 社及び Vale 社の責任を認めた下級審の判決については、上訴手続が現在も係属中である。)。しかし、Samarco 社の各株主 (特に、操業に直接関与していない BHP 社) は、当該事故に関連して、既に膨大な時間と資金を費やしている状況にある。

## まとめ

Samarco 社の事案は、ブラジル環境法における法人格の否認に関する裁判所のアプローチを示す事案であった。同事案では、ブラジルの会社が引き起こした環境損害及び関連する社会的損害についての、その株主に対する責任を明確に認める司法判断もなされている。

<sup>4</sup> 次のリンクを参照。<http://www.telegraph.co.uk/business/2017/06/30/bhp-billiton-puts-250m-towards-samarco-clean-up/>  
なお、上記のブラジルリアルの金額は米ドルから換算した概算額であり、為替レートによって変わり得る。

これらの司法判断については、前記のとおり、現在上訴審において争われているところであるが、BHP 社及び Vale 社とともに、Samarco 社の株主という立場において、連邦政府等との間で合意を締結し、あるいは、当該事故に関して多額の被害補償及び被害回復措置のための支払いを行っている。なお、上記の上訴審において、仮に BHP 社及び Vale 社の主張が認められ、法人格否認の法理の適用が否定されたとしても、既に支払い済みの補償金等が返還されることはない。

Samarco 社の事案は、現実には、ブラジルの環境法令に基づく法人格の否認の法理の適用が、当事会社の株主に対して与える影響を示しており、特に、高い環境リスクを伴う事業に関しては、投資決定の前後において適切な法的及び技術的なアドバイスを取得することが重要であるということを示している。



マーク チューダー  
[Mark Tudor](#)

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー\*  
[m\\_tudor@jurists.co.jp](mailto:m_tudor@jurists.co.jp)

1998年に英国法の弁護士資格を取得し、国際的な法律事務所のロンドン、シンガポールおよび東京オフィスにて勤務。その間に、日本の資源関連企業に外向した経験を有する。当事務所に参画する直前は、シンガポールを拠点とするエネルギーサービス企業の上級法律顧問を務めていた。

Tudor弁護士の専門分野はエネルギーおよび資源であり、世界中の資源関連のプロジェクトへのリーガルサービスの経験を有する。

\*外国法共同事業を営むものではありません。



こんの ひろやす  
[紺野 博靖](#)

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[h\\_konno@jurists.co.jp](mailto:h_konno@jurists.co.jp)

2007年ニューヨーク州弁護士登録。2014年から日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012-2015年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出戦略企画室出向。その間、各国の石油天然ガス、金属鉱物の探鉱開発案件に携わる。2010-2012年ブリスベンのクレイトン・ユッツ法律事務所Energy & Resources部門出向。



おおつき よしあき  
[大槻 由昭](#)

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[y\\_otsuki@jurists.co.jp](mailto:y_otsuki@jurists.co.jp)

2012年ニューヨーク州弁護士登録。2015年から独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部国際法務室 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2004年 東京大学法学部卒業 当事務所入所。近時の著書に「メキシコの石油天然ガス開発プロジェクトの最近の動向について」「経営判断の原則活用の観点からJoint Operating Agreementを考へてみる」、セミナー講師として、モザンビークの政府職員に対する鉱業契約のセミナー、石油鉱業連盟の基礎講座等。



かつべ じゅん  
[勝部 純](#)

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[j\\_katsube@jurists.co.jp](mailto:j_katsube@jurists.co.jp)

2006年 弁護士登録、2013年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年 ニューヨーク州弁護士登録、2017年 カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年 三井物産株式会社法務部アジア・大洋州室 出向。その間、豪州、インドネシア、マレーシア等のアジア・大洋州各国における様々な資源・エネルギープロジェクトを手掛ける。近時はLNG開発プロジェクト、鉱業プロジェクト、FPSOプロジェクト等への法的アドバイス等に従事。近時の論文に「LNG市場の流動性の高まりとLNG売買契約への影響その他法的留意点」等。



ナタリア アゼベド デ カルバリョ  
[Natalia Azevedo de Carvalho](#)

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー  
[n\\_carvalho@jurists.co.jp](mailto:n_carvalho@jurists.co.jp)

2011年ブラジル弁護士登録、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校卒業(LL.M.)、2012年ニューヨーク州弁護士登録。2010年からPinheiro Neto法律事務所にて、環境法の分野で訴訟やコンサルティングの経験を積み、現在は当事務所に出向中。

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。